



米原市は
結婚新生活を
応援します！

結婚新生活支援事業

米原市では、本市への定住を希望する新婚世帯の住宅取得費の一部をサポートします。

申請期間

2022.4.1 ~ 2023.3.15

補助上限額

29歳以下 60万円 39歳以下 30万円

※予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

※年齢区分は夫婦いずれかの高い方

◎対象となる世帯

次の①～⑥すべてに該当する世帯

- ①夫婦の双方または一方が、結婚を機に米原市に転入をする者で、その転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない
- ②令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ③婚姻日時時点で、夫婦ともに39歳以下
- ④所得証明書をもとに、令和3年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が400万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあつては、夫婦の所得からその返済額を控除した金額、申請時において無職の場合にあつては、離職した者について所得なしとする）
- ⑤この補助金の交付を受けたことがない
- ⑥申請時点で、夫婦ともに米原市税の滞納がない

※詳細については、市公式ウェブサイトをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

◎対象となる費用

婚姻に伴い、本市内に新たに住宅（新築住宅、建売住宅または中古住宅）を取得する際に要した費用

◎申請先・お問合せ先

米原市 暮らし支援部 こども未来局 子育て支援課（本庁舎2階）

〒521-8501 米原市米原1016番地

☎：0749-53-5131 📠：0749-53-5128 ✉：kosodate@city.maibara.lg.jp